

## 政策4 自然と潤いがある安全快適なまちづくり

### 施策4-1 水道事業の推進

#### (1) 施策の目的

清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給します。

#### (2) 現状と課題

本市の水道事業は、真岡上水道事業、二宮上水道事業及び簡易水道事業の3つの事業がありましたが、施設の効率的な維持管理と料金体系を含めた経営の一元化を推進するため、平成25年度末に真岡市水道事業に統合しました。

上水道に対する需要は、人口減少や節水意識の向上などにより減少傾向にありますが、今後、給水区域の拡大による供給量の増加が予想されるため、これに対応した供給能力の整備拡充が必要です。

また、上水道未普及地域については、地下水位の低下や地下水汚染などが心配されることから、計画的に整備する必要があります。さらに、老朽化している浄水、配水施設についても、計画的な更新と耐震化が必要です。

これらについて、長期的な視点に立った新水道ビジョンを策定し、豊富で安全な水道水の安定供給と普及率向上を図ります。

将来に対する水源の確保については、引き続き、県の鬼怒水道用水供給事業から給水を受けながら、水道水の確保に努めます。

また、財源の確保、維持経費の削減、建設コスト縮減などにより経営の効率化、健全化を推進するとともに、中長期的な観点で水道施設の更新と資金確保を図るアセットマネジメント（資産管理手法）の導入により、経営基盤を安定化する必要があります。

#### (3) 施策の展開

水道は、現在及び将来にわたり市民生活にとって、一日も欠くことのできない「水」を供給する基本的な施設です。

安定供給を確保するため、需要の動向を的確に把握し、計画的に施設の整備を図るとともに、水道普及率の向上に努めます。

##### ア 水道施設の整備及び維持管理

- ・未普及地域の整備推進
- ・老朽施設の更新及び耐震化

##### イ 上水道の加入促進

ウ 経営の効率化と健全化の推進

- ・民間委託拡大の検討
- ・維持管理費の削減と建設コストの縮減
- ・新水道ビジョンの策定
- ・アセットマネジメント（資産管理手法）の導入

エ 節水運動の推進

(4) 施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
普及率	83.8%	86.2%	2.4
有収率	87.7%	90.0%	2.3
水道水に不満のある市民の割合※	37.2%	33.0%	△4.2

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区分	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
総人口	80,945人	80,200人	△745人
給水人口	67,812人	69,133人	1,321人
1人1日 最大給水量	331ℓ	353ℓ	22ℓ
1日最大 給水量	22,450 m <sup>3</sup>	24,404 m <sup>3</sup>	1,954 m <sup>3</sup>
施設能力	29,450 m <sup>3</sup>	29,450 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民
- ・給水装置の適正な維持管理を行います。
  - ・給水区域内では、早期に上水道を利用します。
  - ・日常生活での節水を心がけます。
- イ 行政
- ・安全で安定した水道水の供給に努めます。
  - ・計画的な給水区域の拡張と施設整備を推進します。
  - ・節水等の情報提供に努めます。

## 施策4-2 下水道事業の推進

### (1) 施策の目的

快適で衛生的な生活環境を確保します。  
公共用水域の水質保全をします。

### (2) 現状と課題

本市の公共下水道は、昭和48年1月、事業に着手以来、着実に進展を遂げ、昭和58年3月に水処理センターの供用開始とともに、既成市街地及び土地区画整理事業地内を中心に整備を進め、下水道が整備された区域は、良好な生活環境となっています。今後も積極的に処理区域の整備に努めるとともに、下水道処理施設の計画的な再構築事業を進めています。

また、公共下水道区域以外の区域については、農業集落排水事業及び浄化槽の整備により生活環境は改善されつつあるが、さらに快適な生活環境づくりのため、農業集落排水事業の利用促進と浄化槽の設置推進に努め市内全域下水道化を図ります。

### (3) 施策の展開

本市の生活排水等の処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業、及び浄化槽により処理施設の整備及び普及推進を図ります。

- ア 公共下水道の管渠整備の推進
- イ 水処理センター施設の耐震補強事業と長寿命化事業の推進
- ウ 農業集落排水事業の利用の促進と施設維持管理の推進
- エ 浄化槽の普及推進
- オ 生活排水処理構想の見直し
- カ 公共下水道全体計画の見直し
- キ 公共下水道事業の水洗化の普及、及び融資制度の活用促進
- ク 公共下水道施設維持管理の推進
- ケ 公共下水道管渠長寿命化の検討

### (4) 施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
公共下水道普及率	55.9%	58.4%	2.5
公共下水道の水洗化率	93.6%	94.7%	1.1
農業集落排水の水洗化率	88.6%	90.3%	1.7
市内河川の水質（五行川桂橋におけるBOD）	1.8mg/l	1.4mg/l	△0.4mg/l

(5) 計画期間における指標

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減	
公共下水道	総人口 (A)	80,945人	80,200人	△745人	
	処理区域面積	1,211.7ha	1,235.0ha	24.3ha	
	処理区域人口(B)	45,280人	46,800人	1,520人	
	水処理センター	箇所数	2カ所	2カ所	0カ所
		処理能力	23,510t/日	23,510t/日	0t/日
処理人口普及率 (B)/(A)		55.9%	58.4%	2.5	
農業集落排水	地 区 数	11地区	11地区	0地区	
	処理区域人口	8,829人	9,185人	356人	
(集合住宅等浄化槽含む) 浄化槽	戸 数	2,301戸	3,110戸	809戸	
	処 理 人 口	10,741人	14,500人	3,759人	
下水道生活排水処理普及率		80.1%	87.9%	7.8	

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・下水道施設に接続できる場合は、すみやかに接続します。  
 ・浄化槽の保守点検を行って適正な維持管理を行います。
- イ 行政 ・快適で清潔な環境づくりのため、下水道処理施設を整備するとともに適切な維持管理を行います。

## 施策 4-3 廃棄物の抑制と適切な処理

### (1) 施策の目的

廃棄物の発生を抑制し、適正に処理します。

### (2) 現状と課題

過去10年間のごみ量の推移は、平成18年度までは微増でしたが、その後、ごみの発生抑制、リサイクル・資源化、生ごみの水切り等の推進により減少傾向になりました。しかし、平成23年度と平成24年度は、東日本大震災、竜巻被害で粗大ごみ等は一時的に増加しました。また、家庭系のもえるごみも年々減少傾向でしたが、平成25年度は、ごみ有料化前の影響で若干増加しました。

本市は、「ものを大切に作る都市宣言」をしており、ごみの3R運動（「発生抑制」・「再使用」・「再生利用」）を推進するとともに、雑紙等の資源化を啓発し、ごみ処理量の減量化、及び不法投棄やポイ捨て防止の対策強化に努めます。

また、平成26年3月に稼働停止した真岡市清掃センターの跡地については、循環型リサイクル施設の整備を検討していきます。

広域ごみ処理施設整備については、平成26年4月から芳賀地区エコステーションが計画通り稼働しており、最終処分場についても、「芳賀地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、平成28年度稼働に向けて芳賀町地内への建設を支援していきます。

し尿処理については、芳賀地区広域行政事務組合において計画的、かつ定期的に収集を行い、第二環境クリーンセンターで適切に処理しています。今後も、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、芳賀地区広域行政事務組合と連携を図っていきます。

### (3) 施策の展開

「循環型社会」の構築に向け、ごみ減量化と資源化を市民に引き続き働きかけをしていきます。

また、し尿処理については、芳賀地区広域行政事務組合の効率的な処理を支援していきます。

#### ア ごみの発生抑制に関する啓発の推進（3R運動の推進）

- ・発生抑制（リデュース）：ごみをできるだけ出さない生活
- ・再使用（リユース）：同じものを大切に繰り返し使う生活
- ・再生利用（リサイクル）：リデュースやリユースできないものを再び資源として有効活用する生活

#### イ 再生できるごみの資源化推進

- ・雑紙の資源化
- ・機械式生ごみ処理機及びコンポスト容器の普及
- ・有機性廃棄物リサイクルの推進（樹木剪定枝、落葉、雑草等）

- ウ 事業系ごみの適正処理の推進
- エ 芳賀地区広域最終処分場の早期稼働の支援
- オ もえるごみ有料化の継続的な維持
- カ 地域ぐるみや市民協働による環境美化運動の推進
- キ 不法投棄やごみのポイ捨て防止の徹底
- ク ごみ及びし尿収集処理の効率的運営の促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
処 理 人 口		80,945人	80,200人	△745人
家庭及び事業所からのごみ総排出量		24,671t	21,884t	△2,787t
総 排 出 量 の 内 訳	可 燃 ご み	19,648t	16,989t	△2,659t
	家庭系ごみ	15,191t	12,794t	△2,397t
	事業系ごみ	4,457t	4,195t	△262t
	その他<粗大ごみ含む>	1,644t	1,547t	△97t
	資 源 ①※1	996t	987t	△9t
	資 源 ②※2	2,383t	2,361t	△22t
	1人1日当たりのごみの排出量	835g	748g	△87g
再 資 源 化 率※3	13.7%	15.3%	1.6	
最終処分場への持ち込み量	1,820t	973t	△847t	

処理人口の基準年次は、毎月人口統計調査（平成25年10月1日現在）、  
目標年次は、推計による

※1 資源①は、空き缶、雑ビン、ペットボトル、乾電池

※2 資源②は、紙類、古着類、生ビン

※3 再資源化率：(資源①+資源②) ÷ ごみ総排出量

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・ごみの減量化と分別・資源化に努めます。

イ 行政 ・循環型社会の構築に向け、ごみ減量化と資源化を市民に働きかけます。

## 施策４－４ 自然環境の保全と保護

### (1) 施策の目的

自然環境及び動植物の生態系の保全と保護を図ります。

市民の自然環境保全の意識を高め、環境保全の取組みを促進します。

### (2) 現状と課題

私たちを取り巻く自然環境は、地球温暖化や海洋汚染といった地球規模での問題のみならず、地域固有の生態系や里山の保全など身近な課題にも直面しています。

本市は、平成14年に真岡市環境基本条例を制定しました。そして、平成16年に環境都市宣言を行い、平成17年には良好な環境を将来の世代に引き継いで行くための環境基本計画を策定しました。

今後は、水辺や緑にふれあい、安らぎと潤いを感じられる良好な自然環境を守るため、市民、事業者、行政の協働による保全活動の取組みをより一層進める必要があります。

### (3) 施策の展開

豊かな自然にふれあい、安らぎと潤いを感じられる自然環境を次世代に継承できるよう保全に努めます。

#### ア 森林等の保全

- ・根本山市民の森及び、磯山市民の森の保全と活用
- ・「とちぎの元気な森づくり」事業の推進と、整備した森林の保全管理の促進
- ・自然ふれあい園大久保など身近な自然の保全と再生
- ・「真岡市平地林保全計画」、「真岡市森林整備計画」に基づく保全と活用
- ・天然記念物や古木名木に指定することによる、樹木の保全奨励

#### イ 水辺の保全

- ・自然環境や生物の生息に配慮した、河川等の水辺環境の保全

#### ウ 生態系の保全等

- ・動植物の生息状況等の把握
- ・希少な動植物の保護と生息地の環境保全
- ・動植物実態調査に基づく動植物の生態系の保全推進
- ・鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等での狩猟違反の監視

#### エ 環境学習の推進

- ・根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センター、自然教育センター等の自然・環境学習関連施設での環境学習の推進

#### オ 環境保全活動の促進

- ・自然環境の保全に関する意識の高揚と啓発
- ・市民、事業者、市（行政）の協働による保全活動の促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
山林面積	1,498ha	1,491ha	△7ha
整備された山林面積(市民の森、とちぎの元気な森づくり)	92.9ha	100ha	7.1ha
市民の環境保全ボランティア活動への関心の度合い※	39.8%	55.0%	15.2
市内の自然環境の保全活動に参加している市民の割合※	14.6%	20.0%	5.4

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・本市の自然環境や生態系についての理解を深め、積極的に環境保全活動に参加します。

イ 行政 ・市民、事業者、滞在者に対して、環境情報の提供や環境にやさしい生活・活動の助言・支援を行います。

## 施策４－５ 良好な生活環境の保全

### (1) 施策の目的

きれいな街づくりを目指します。

大気、水質、騒音、悪臭等の状況を把握し、良好な生活環境の保全に努めます。

環境問題の現状を把握し、環境保全への具体的な行動を実践します。

### (2) 現状と課題

大気、水質、騒音などの環境基準達成状況については、概ね良好な水準を維持していますが、河川の生活環境の保全に関する項目などに一部不適合があります。

また、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により地球温暖化が進行しており、事業活動だけでなく、私たちの日常生活が環境に大きな影響を及ぼしています。

このため、良好な生活環境を保全するには、各種環境汚染調査の実施により現状を把握し、生活排水対策の推進や事業所などの生産活動に伴う様々な規制基準の遵守指導を図るとともに、市民一人一人が、日常生活において環境に配慮した行動をとることが求められております。

今後とも、良好な生活環境を保全し、将来に引き継いでいくためには、環境問題への理解を深め、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、一体となって取り組んでいくことが重要です。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射線量やPM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）などの監視に加え、今後、新たに健康への影響を及ぼす可能性のある物質等に対しても、市民の安全・安心を守るため、迅速・的確な対応が求められています。

### (3) 施策の展開

安心して生活のできる良好な環境を次世代に継承する。

#### ア 地球温暖化防止対策の推進

- ・住宅用太陽光発電設置支援

#### イ 環境汚染監視、観測体制の充実

- ・大気汚染防止対策の実施
- ・水質汚濁防止対策の実施
- ・地下水の保全対策の実施
- ・騒音、振動、悪臭防止対策の実施
- ・土壌汚染防止対策の実施

#### ウ 事業者などによる環境汚染発生源防止対策の強化

- ・工場ばい煙、工場排水等調査の実施
- ・ダイオキシン類対策の実施

#### エ 環境学習の推進

#### オ 環境情報の提供

- ・市ホームページ、広報等による環境情報の発信

- カ 生活排水対策の推進
  - ・公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽の普及促進
- キ 公共施設、工場・事業所、家庭などの緑化促進
  - ・生け垣づくりの促進
- ク 花いっぱい運動の推進
- ケ 河川環境整備事業の推進
  - ・河川愛護の啓発
- コ 河川及び道路のアダプトプログラム（里親制度）の推進
- サ 街並み景観の美化や環境マナー意識の向上
  - ・屋外広告物などの適正化
  - ・犬の飼い方などのマナー向上

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
きれいな街と感じる割合※	74.9%	80.0%	5.1
緑などの自然環境が 良いと感じる割合※	86.9%	90.0%	3.1
地域の景観が良いと感じる割合 ※	76.7%	85.0%	8.3
排ガス・ばい煙の状況が良いと 感じる市民の割合※	69.7%	75.0%	5.3
臭気・騒音・振動の状況が良い と感じる市民の割合※	62.0%	70.0%	8.0
河川の水質の状況が良いと感じ る市民の割合※	62.3%	70.0%	7.7
河川の生活環境項目環境基準適 合率	80.4%	85.0%	4.6
大気環境基準未達成項目数	1項目	1項目	0項目
騒音環境基準未達成箇所数	0カ所	0カ所	0カ所

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・環境に対する関心を高め、良好な生活環境の保全に努めます。
- イ 行政 ・環境の現状を周知し、環境保全に関する施策の推進を図ります。
  - ・環境保全に対する意識の高揚と環境学習の推進を図ります。

## 施策４－６ 安全で快適な住まい・まちづくり

### (1) 施策の目的

良好な住宅地の供給と住宅環境の整備を図り、安全で快適な住まい・まちづくりを推進します。

### (2) 現状と課題

土地区画整理事業の推進により良好な住宅地の供給が進み、区画整理地内では、数多くの住宅が建設されています。今後も都市基盤の整備を進め、良好な住宅地の供給を図り、持家の取得を促進することが重要です。

一方、市営住宅においては、現在東郷住宅や錦町住宅等10箇所、567戸が管理されています。その内、並木町住宅、大田山住宅、荒町住宅、久松町住宅については老朽化のため、入居の募集を停止しており、平成26年度現在、122戸が空き室となっております。そのため、現在、真岡市住宅マスタープランを基本とした、需要に応じた計画的な建替えを進めています。

また、市内の住宅においては、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅が約2割占めており、耐震化のための改修や建替を促進することが必要です。

### (3) 施策の展開

すべての市民が、安全で快適な日常生活を営むことができるよう、良好な住宅地の供給と住宅環境の整備に努めます。

- ア 土地区画整理事業などによる良好な住宅地の供給
- イ 市営住宅の計画的な建替えと適切な管理
- ウ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修・建替の支援

### (4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
良好な市街地と感じている市街化区域内に住んでいる人の割合※	81.7%	84.0%	2.3
市街化区域内整備率 (区画整理整備済面積/工業専用地域を除く市街化区域面積)	64.5%	67.4%	2.9
市営住宅入居戸数	445戸	455戸	10戸
木造住宅の耐震診断助成件数 (累計)	43戸	115戸	72戸
木造住宅の耐震改修・建替助成件数(累計)	13戸	73戸	60戸

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・住まいの安全に対する関心を高め、耐震化を図るなど、安全で快適な住宅環境の整備・保全に努めます。
- イ 行政 ・土地区画整理事業の推進により、良好な住宅地の供給を図ります。
  - ・市営住宅の需要に応じた建替事業と適切な管理に努めます。
  - ・住宅の耐震化に向け、市民が取り組みやすい助成事業等の施策を推進します。

## 施策 4-7 防災対策の充実強化

### (1) 施策の目的

市民の生命、身体及び財産を各種災害から守り、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

### (2) 現状と課題

本市では平成23年の東日本大震災、平成24年の竜巻被害、平成26年の大雪による雪害など、大きな被害を受けました。ここ数年、全国各地では風水害や地震、土砂災害などの自然災害が相次いで発生し、多くの人命や財産が失われ、避難生活を強いられている状況にあります。また、高齢者など避難行動要支援者が増加していることや、生活環境の変化などにより災害発生時に生命が脅かされる危険性が増してきています。

各種災害を未然に防ぐためにも、河川や急傾斜地など危険箇所の整備促進を図るとともに、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の応急活動体制を充実する必要があります。

さらに、首都直下地震対策特別措置法の施行に伴い、本市も緊急対策区域に指定され、その対応策が必要となっています。

また、「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、市民の防災意識の高揚を図り、普段から防災に対する心構えなどの啓発に努めるとともに、自主防災組織の体制強化を推進する必要があります。

### (3) 施策の展開

火災、地震、風水害などの各種災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な生活を確保するため、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の体制強化を推進するとともに、消防団、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、県や近隣市町、災害時相互応援協定を締結している自治体、自衛隊、日本赤十字社などの防災関係機関と緊密な連携を保ち防災対策の充実強化を図ります。さらに、「真岡市地域防災計画」を基本とした総合的な防災体制を構築します。

#### ア 防災体制の整備強化

- ・災害情報収集、伝達体制の充実
- ・消防団の充実強化、消防団員の確保
- ・芳賀地区広域行政事務組合消防本部との連携強化
- ・県、自衛隊、日本赤十字社など防災関係機関との連携強化
- ・医療機関との連絡協力体制の充実
- ・被災者の救出・救護や避難行動要支援者への支援体制の確立
- ・災害時における県内市町との相互応援活動の充実
- ・災害時相互応援協定を締結している自治体との連携

(埼玉県桶川市、新潟県阿賀野市、全国報徳研究市町村協議会加盟市町村)

- ・避難者等への食糧・飲料水、物資等の備蓄体制の確立

イ 防災施設の整備強化

- ・総合防災拠点の整備
- ・避難所及び防災倉庫の整備
- ・防災施設、機械器具及び各種資機材の整備充実
- ・防災行政無線デジタル化の整備

ウ 防災意識の高揚

- ・火災予防運動の強化
- ・婦人防火クラブの組織拡充
- ・防災教育の推進、防災知識の普及のための広報活動の展開
- ・自主防災組織の充実強化、地域防災リーダーの育成
- ・地区単位での防災訓練の実施

エ 災害に強いまちづくりの推進

- ・公園などの防災拠点の整備や避難路の安全性の確保
- ・建築物の耐震化の促進
- ・水道や電気、ガスなどライフラインの安全性の確保
- ・急傾斜地など危険箇所の整備促進
- ・治水と親水性を備えた河川・調整池の整備促進
- ・下水道雨水幹線の整備促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
自然災害から安全度が高い と思っている市民の割合 ※1	71.7%	80.0%	8.3
災害に対して備蓄品を備え ている市民の割合※1	55.8%	65.0%	9.2
火災件数※2	49件	40件	△9件
火災時の隣家への 類焼件数※2	0件	0件	0件
地震、火災による死傷者数 ※2	5人(0人)	0人	△5人
地震、火災による損害額 ※2	98,559千円	78,800千円	△19,759千円

( ) 内は死者

※1 市民意向調査結果による

※2 消防年報(芳賀地区広域行政事務組合消防本部)による暦年

(5) 計画期間における指標

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
消 防 団員数	基準	500人	500人	0人
	実数	486人	500人	14人
婦人防火クラブ数		92クラブ	120クラブ	28クラブ
消防ポンプ自動車		24台	24台	0台
消防水利	消火栓	1,490基	1,508基	18基
	防火水槽	529基	547基	18基
防災行政無線 デジタル化	親局 (1基)	1基	1基	0基
	子局 (204基)	79基	99基	20基
	移動局 (83基)	0基	83基	83基

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・「自助」「共助」の理念に基づき、防災意識の高揚に努め、非常時に備えます。また、自主防災組織の活動や防災訓練等に積極的に参加し、災害発生時には、各防災機関が行う防災活動に連携、協力します。
- イ 行政 ・市民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な生活を確保するため、「真岡市地域防災計画」を基に、防災体制、施設等の整備強化、防災意識の高揚や防災知識の普及啓発に努めます。また、被害を最小限にするために、ライフラインの安全性確保、急傾斜地などの危険箇所の整備促進に努めます。

## 施策4-8 交通安全の推進

### (1) 施策の目的

交通事故をなくし、市民が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### (2) 現状と課題

市内における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者事故の発生件数全体に対する割合は、増加傾向にあります。

交通事故を地域や自らの問題として捉え、一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させることが大きな課題であります。

このため、すべての市民に対して交通安全意識の高揚を図ることが重要であり、併せて道路及び交通安全施設の整備を図る必要があります。

### 交通事故発生状況

区分	発生件数 (A)	死亡者数	負傷者数	高齢者件数 (A)の内数 (B)	高齢者件数の割合 (B) / (A)
平成21年	394件	10人	480人	110件	27.9%
平成22年	356件	4人	444人	96件	27.0%
平成23年	302件	5人	371人	83件	27.5%
平成24年	229件	1人	289人	67件	29.3%
平成25年	212件	10人	251人	64件	30.2%

交通年鑑（栃木県警察本部）による暦年

### (3) 施策の展開

交通をめぐる環境は、超高齢社会の進展、交通量や運転免許人口の増加、北関東自動車道や国道408号鬼怒テクノ通りをはじめとする道路整備の進展など大きく変化しております。

このような状況の中、警察や交通安全関係団体と連携し、家庭、学校、職場、地域での交通安全意識の高揚を積極的に推進します。

また、交通事故を未然に防ぐため、道路や交通安全施設の整備を推進し、適切な維持管理に努めます。

#### ア 交通安全意識の高揚事業

- ・ 保育所、幼稚園、学校、職場などを通じての交通安全教育の推進
- ・ 高齢者の交通安全教育の推進
- ・ 地域を中心とした交通安全教育の推進と飲酒運転の根絶
- ・ 子どもや高齢者に優しい3S（SEE・SLOW・STOP）運動の推進

- ・全ての座席のシートベルトと幼児用補助装置（チャイルドシート）の正しい着用の徹底
  - ・自転車の安全利用の推進
  - ・暴走行為追放の推進
  - ・広報活動の強化
- イ 交通秩序の維持事業
- ・違法駐車防止
  - ・放置自転車の防止
- ウ 交通安全推進体制の強化
- ・交通安全関係団体（交通指導員連絡協議会・交通安全協会・交通安全母の会・安全運転管理者協議会など）との連携強化
  - ・各種事業への交通安全関係団体の参加促進
- エ 道路交通環境の整備
- ・危険道路等の整備
  - ・通学路の整備
  - ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、赤色回転灯、警戒標識など）の整備
  - ・信号機の設置促進
- オ 交通安全支援事業
- ・チャイルドシート購入補助の実施
  - ・交通事故相談所の活用促進
  - ・高齢者運転免許証自主返納支援事業の創設

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
交通事故発生件数	212件	190件	△22件
交通事故死亡者数	10人	0人	△10人
交通事故負傷者数	251人	220人	△31人

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
歩 道	208km	215km	7km
カーブミラー	2,797基	3,000基	203基
赤色回転灯	190灯	195灯	5灯
交通信号機	195基	210基	15基

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・「事故にあわない、事故を起こさない」ために、一人一人が交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。
- イ 行政 ・交通事故防止のための各種啓発や環境整備として道路及び交通安全施設の整備を図ります。

## 施策４－９ 防犯対策の推進

### (1) 施策の目的

警察をはじめ関係機関、団体との連携により犯罪の発生を抑制し、市民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

### (2) 現状と課題

犯罪の発生件数は全国的に減少傾向にあり、犯罪情勢は一定の改善がみられるものの、児童虐待やストーカー問題、配偶者からの暴力などは増加傾向にあるほか、高齢者を中心として特殊詐欺による多額の被害が発生しています。

このような中、本市では自治会の防犯ボランティアが「自分たちのまちは自分たちで守ろう」と自主的な防犯活動の取り組みを行っております。また、児童・生徒の安全を守るボランティアとしてのスクールガード活動や青色回転灯搭載車による見守り活動、民間事業者を活用した青色回転灯搭載車による防犯パトロールにより、地域の安心感の醸成に努めています。

安心して暮らせるまちをつくるためには、市民一人一人の防犯意識の高揚と、家庭・学校・地域・警察との連携の強化が必要であります。

### (3) 施策の展開

市民が安心して暮らせるまちづくりのために、防犯灯の設置及び維持・管理支援、地域安全ネットワークなど防犯環境の整備充実、市民の自主防犯活動の支援、市民一人一人の防犯意識の高揚、青色回転灯搭載車による防犯パトロールの実施、また、悪質商法などの被害を未然に防ぐために、消費生活相談窓口の充実を図ります。

#### ア 防犯意識の高揚

- ・安全・安心の地域づくり推進事業を通じての防犯座談会開催の支援

#### イ 防犯設備などの整備

- ・防犯灯の整備促進（LED化の推進）
- ・小・中学校などに防犯カメラの設置及び適正な維持管理

#### ウ 防犯体制の充実強化

- ・家庭、学校、地域、警察との連携強化
- ・市民の自主防犯活動の支援
- ・「こども110番の家」の充実
- ・地域安全ネットワークの活用
- ・婦人防犯クラブ活動の充実
- ・青色回転灯搭載車による防犯パトロールの強化
- ・消費生活センターの充実強化
- ・一斉メール配信システムの活用

#### エ 空き家対策の推進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市内の犯罪発生件数	705件	500件	△205件
犯罪に不安を感じている 市民の割合※	54.3%	30.0%	△24.3

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
防犯灯設置数	5,789灯	6,200灯	411灯
婦人防犯クラブ数	52クラブ	60クラブ	8クラブ
自主防犯活動実施団体	62団体	70団体	8団体

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高め、地域が主体となった身近な防犯活動に継続的に取り組みます。
- イ 行政 ・防犯に関する啓発活動を推進し、市民一人一人の防犯意識の高揚を図るとともに、市民の自主的な防犯活動の支援や防犯灯の設置補助等による防犯環境の整備を促進します。

## 政策5 地域と産業が調和する活力あるまちづくり

### 施策5-1 農業の振興

#### (1) 施策の目的

優れた経営感覚と技術を持つ、認定農業者等を育成するとともに、農地の集積を図り農業経営の安定と効率化を推進します。

首都圏に位置する有利性を活かし、米麦・園芸作物・畜産等収益性の高い農業生産構造の確立を図ります。

農業・農村の健全な発展のため、農業基盤や農村生活環境の整備を促進し、多面的機能の維持向上に努めます。

#### (2) 現状と課題

##### ア 農業構造の現状

##### ① 農業従事者の状況

本市の農業従事者がいる世帯は、平成26年1月31日現在、5,465戸となっており、農業従事者数は年々減少し9,740人であり、総人口に占める割合は12.0%となっています。

また、認定農業者については、平成25年度末では426人で減少傾向にあります。

##### ② 新規就農者数の状況

新規就農者数は、近年増加傾向にあり、平成25年度では16歳から39歳の青年層が10名、40歳から64歳の中老年層が9名の計19名が就農しており、特に、いちごなどの施設園芸を志向する傾向にあります。

##### ③ 農用地面積と整備状況

本市の農業振興地域内の農用地面積は、7,555haであり、内訳は、田6,021ha、畑1,534haで、毎年転用により年々わずかに減少しています。

基盤整備については、平成25年度末で農用地に対する整備率が76.2%となっていますが、平成26年現在3地区で事業を実施しており、完了すると80.1%の整備率となります。今後は、水路整備などの補完的な事業を実施していきます。

##### ④ 荒廃農地の状況

荒廃農地は、農業委員会が毎年現地調査し、所有者に復旧指導や国等の支援策を活用することにより年々減少しており、平成25年度末には31.1haで、うち農用地は21.5haとなり、農用地面積に占める割合は0.3%で、県平均(2.0%)と比較すると少ない状況にあります。

#### イ 農業生産の現状

作物別作付面積は、水稻が最も多く、次いで麦類、野菜となっており、首都圏に位置する立地条件を生かした首都圏農業の振興により、いちご、なす、トマト、にら、メロン、花卉、畜産など特色を生かした農業が展開されています。特に、いちごは平成25年の生産量が6,941トン、販売額は67億5千6百万円であり日本一の産地となっています。

#### ウ 食をめぐる現状

国のカロリーベース食糧自給率は39%と、主要先進国の中では最も低く、その対応が求められています。

また、消費者は、産地、生産者の顔が見える安全・安心で品質の高い農産物を求めています。

さらに、地元産農産物への関心が高まっており、学校給食への導入やスーパーマーケットでの販売コーナーの設置、あぐりっ娘<sup>\*</sup>及び道の駅並びにJAはが野などの農産物直売所における地元産農産物の販売が増加しています。

※あぐりっ娘＝真岡市農産物販売交流施設「いがしら」

#### エ 農村環境の現状

農村地域の高齢化・混住化などが進み、地域資源の適切な保全管理が困難な状況にあるため、農業・農村の基盤となる農地・水・環境の保全を図ることが重要となっています。

このため、モデル地区において地域が一体となった取り組みにより、農村環境の保全を推進しています。

#### オ 課題

農業従事者が減少している中、認定農業者や集落営農組織などの担い手を育成し、これら担い手に農地を利用集積し、荒廃農地の解消などにより、農地の有効利用を図るとともに、米、麦、大豆などにおける食糧自給率向上施策に対する適切な対応が求められています。

また、これまで取り組んできた「首都圏農業」を基本に、新たな時代の要請にあった地域ブランドの確立や、生産流通対策が必要となっています。

さらに、農業・農村の持つ多面的機能の維持向上のため、地域資源の適切な保全管理が重要となっています。

一方、消費者が求める安全で安心な農産物の安定供給のため、生産者の顔が見える農産物の生産を推進し、生産者と消費者の信頼関係を構築していく必要があります。

### (3) 施策の展開

農業の生産性と農村の多面的機能を高めるため、農業・農村の役割を十分認識し、農業者が誇りと希望をもって継続的に農業経営ができるよう、農業者、関係機関・団体と連携を図りながら展開します。

## ア 生産振興と流通の拡充

地域の特性を生かし、創意工夫に富んだ需要対応力の高い産地づくりに努めます。

- ・水田農業構造改革の着実な推進
- ・低コスト、高品質など消費者ニーズに応える農産物生産の推進
- ・多様な流通の促進とブランド化の推進
- ・農業者の6次産業化への取り組みの推進

## イ 地域農業の担い手の育成確保

経営改善を目指す意欲ある農業者を支援し、担い手や新規就農者の育成・確保に努めます。

- ・認定農業者の育成・確保の推進
- ・集落営農の組織化と法人化の推進
- ・担い手への農地の利用集積と荒廃農地解消の促進
- ・新規就農者（認定就農者を含む）の育成・確保の推進
- ・家族経営協定締結<sup>\*</sup>の推進

<sup>\*</sup>家族経営協定とは、経営の方針や家族一人一人の役割、就業条件、就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

## ウ 環境保全に向けた農業の推進

環境と調和した農業を推進するとともに、国の制度を有効活用し、将来にわたって農業・農村が持つ多面的機能の維持向上に努めます。

- ・環境にやさしい農業技術の普及定着の促進
- ・農業生産活動における排出物の適正処理と再利用の促進
- ・耕畜連携による資源循環型農業の促進
- ・生態系など環境との調和に配慮した水利施設の整備
- ・多目的機能の維持・発揮のための地域活動の推進

## エ 農業生産基盤整備の推進

圃場の大区画化や水田の汎用化、畑作地帯の整備等を推進し、担い手への農地の集積、生産コストの低減、農地の高度利用を図ります。

- ・土地基盤整備の推進
- ・農業水利施設の適切な保全・管理

## オ 魅力と活力に満ちた農村対策

恵まれた地域資源の活用や生活環境の整備、都市と農村の交流や協働を通しての地域づくりに努めます。

- ・農業・農村の特性を生かした都市と農村の交流の促進
- ・消費者と密着した観光農業の推進
- ・体験型農業の推進
- ・農業資源の良好な保全と活用
- ・農村生活環境の総合的な整備促進

## カ 食育・地産地消の推進

食と農についての理解促進と、消費者と生産者の信頼関係づくりに努めます。

- ・食育の推進
- ・地産地消の促進
- ・農産物の安全・安心の推進
- ・農産物加工品の開発の促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
認定農業者数	426人	670人	244人
営農集団数 (集落営農)	38団体 (12)	42団体 (13)	4団体 (1)
担い手が農用地の利用 に占める面積の割合	45.2%	50.0%	4.8
荒廃農地	31.1ha	15.0ha	△16.1ha
エコファーマー数※	609人	620人	11人
家族経営協定締結数	178人	190人	12人
6次産業取組経営体数	7経営体	9経営体	2経営体
いちご生産量	6,941t	7,000t	59t

※エコファーマーとは、県が認定した「土づくり」「化学肥料低減」「化学農薬低減」を一体的に取り組む農業者をいう

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減	
農業従事者数	9,740人	7,990人	△1,750人	
農業従事者がいる 世帯数	5,465戸	4,970戸	△495戸	
耕 地 面 積	田	6,690ha	6,672ha	△18ha
	畑	1,962ha	1,915ha	△47ha
	合 計	8,652ha	8,587ha	△65ha
	農家1戸当たり	1.58ha	1.73ha	0.15ha

※ 耕地面積は真岡市統計書  
農業従事者数・農業従事者がいる世帯数は農業委員会委員選挙人名簿

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・地産地消に取り組みます。  
・生産者と農業団体は、「経営の効率化」「流通対策」及び「農産物の高付加価値化」などに取り組みます。
- イ 行政 ・地域の担い手の育成確保に努め、農地の有効利用と農業経営の安定を促進し、農業・農村の活性化を図ります。

## 施策 5-2 商業の振興

### (1) 施策の目的

市内の商業・サービス業者の売り上げの増大を図ります。

身近な生活圏での商業・サービスの確保を図ります。

### (2) 現状と課題

商業地は、中心市街地の既存商店街と土地区画整理事業により面的に整備された地域からなっており、これらの地域の中に大型店(店舗面積1,000㎡以上)や量販店などが点在し、大型店の売場面積が市内店舗総売場面積の約70.1%を占め、既存の中小商業者は極めて厳しい経営環境にあります。

個々の売り上げを伸ばし本市商業の活性化を図るためには、商品情報をはじめ個店の良さや魅力などを消費者にしっかり伝えるとともに、個店ならではのきめの細かなサービスの実施など、顧客の来店につながる販売力の向上が必要です。また、魅力ある店舗づくりや品揃えの工夫をはじめ、商品開発や顧客管理など、経営力の向上が課題となっています。

さらには、創意工夫した共同事業などの実施により、共同意識の高揚を図り、魅力と賑わいのある商店街づくりを促進し、集客力を向上させることが課題であります。

また、生活スタイルの変化に伴う新たな消費者ニーズも生まれ、特に少子高齢化社会の進展に伴う買い物弱者への対応が求められています。

今後とも、中心市街地の賑わいの回復を図るため、事業者や商工会議所、商工会、関係団体等と連携を図りながら、空き店舗活用や街なみ整備、回遊性促進、街づくり活動促進、地場産品の育成などの総合的なまちづくり推進事業を引き続き実施し、商店街の活性化を図っていく必要があります。

### (3) 施策の展開

地域の特色を活用したまちづくり計画との整合性を図り、特に中心市街地の商店街については、地域にある資源や中心市街地で時を過ごす人への魅力（サービス）強化と街なみ全体への回遊促進を図ることによって、より多くの人々で賑う商店街づくりを促進していきます。

また、個々の商店は顧客の来店につながる販売力や、経営力の向上が必要でありますので、自助努力を求めながら諸施策を推進し賑わいと活力ある調和のとれた商業の発展に努めます。

- ア 商店街や個店の魅力アップの支援（共同事業、魅力ある個店づくりの推進）
- イ 商店街環境整備に対する支援（電線地中化、街路灯、駐車場など）
- ウ 融資制度の充実と利用促進
- エ 商業後継者の育成及び起業者支援
- オ 商工会議所、商工会など関係機関との連携強化
- カ 商店街にぎわい創設支援や中心市街地の活性化促進  
（定期イベントの開催、街なみ全体の回遊性促進、空き店舗対策）
- キ 地域に密着した公設市場の支援
- ク 買い物弱者対策の検討

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
商業・サービス業売上高合計※1	1,014.1億円	1,029.3億円	15.2億円
従業者数※1	4,320人	4,233人	△87人
店舗面積1,000㎡未満の商業施設数 ※1	697店	669店	△28店
大規模小売店舗数 (店舗面積1,000㎡超)※1	20店	22店	2店
日常の買い物の便利さを感じている人の割合※2	57.6%	60.0%	2.4

※1 基準年次は平成24年経済センサスによる数字

※2 市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・商業・サービス業者は、魅力と賑わいのある商店街を形成し、消費者ニーズを的確に捉え販売力の向上に努めます。

イ 行政 ・商工団体などの関係機関と連携を図りながら、市民・消費者に支持される魅力と賑わいのある商業の振興を図ります。

### 施策５－３ 工業の振興

#### (1) 施策の目的

優良企業の誘致と既存企業の定着を促進し、雇用機会の創出と財政基盤の確立を図るとともに、地元中小企業を支援し育成します。

#### (2) 現状と課題

本市は、首都から約90kmの圏内に位置する有利な立地条件のもとで、真岡第1から第5工業団地及び大和田産業団地の整備と企業誘致を進め、団地総面積487.5haに平成26年4月1日現在、87社の企業が操業しており、従業員数10,638名（正規・非正規社員）、製造品出荷額約5,434億円（平成24年度）と順調に工業の発展を遂げてきました。

現在分譲中である第5工業団地は、平成14年8月から造成を開始し、北関東自動車道真岡インターチェンジ及び国道408号鬼怒テクノ通りに接する有利な立地条件のもと、平成17年11月から分譲を開始し、平成26年4月1日現在では、61.72%の分譲率となっています。大和田産業団地は、平成15年4月から造成工事を行い、同年6月から分譲を開始し平成26年4月1日現在では、79.01%の分譲率となっています。

また、商工業用地として「真岡商工タウン」を平成12年に造成しており、平成16年10月に完売、現在27社が操業し地場産業の発展に寄与しています。

なお、平成19年に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき平成25年4月に策定された「新栃木県産業集積活性化基本計画」では、第5工業団地及び大和田産業団地が特に重点的に企業立地を図るべき区域に指定されています。

しかし、長期にわたる景気の低迷や生産拠点の海外シフト、国際分業体制の進展等、産業構造の変化に伴い、工場再編などを余儀なくされ、工業団地から撤退する企業も見られます。

今後も、経済活動のグローバル化などによる国際間競争や地域間競争が激化する厳しい状況でも対応できる成長力と競争力を備えた企業の誘致と既存企業の定着を促進し、就業機会の拡大と、製造品出荷額の増大、市民所得の向上、財政基盤の確立が必要です。

### (3) 施策の展開

日本有数の内陸型工業団地を背景に北関東3県と首都圏中心部をつなぐ産業・技術及び物流の「拠点都市」を目指し、第5工業団地と大和田産業団地へ競争力の高い企業の集積を図るため、積極的に優良企業の誘致を推進するとともに、工業団地立地企業の定着を促進します。

また、真岡商工タウン立地企業等の地場産業については、とちぎ新事業創出事業環境整備構想に基づき企業の育成を図るとともに、競争力を高めるため、産業財産権の取得等を支援していきます。

- ア 第5工業団地、大和田産業団地への企業誘致の推進
- イ 工業団地立地企業の定着の促進
- ウ 工業団地立地企業と中小企業との取引拡大の促進
- エ 地元中小企業及び起業家の育成・支援
- オ 高度技術産学官連携の推進
- カ 真岡工業団地総合管理協会及び真岡産業振興会などとの連携強化
- キ 工業用地有効利用の促進（未利用地への企業立地など）

### (4) 施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
事業所数※1	201社	215社	14社
製造品出荷額※1	5,434.3億円	6,600億円	1,165.7億円
従業者数※1	13,119人	14,000人	881人
第1～第5工業団地、大和田産業団地への立地企業数※2	87社	95社	8社

※1 基準年次は平成24年版工業統計調査結果報告書による

※2 商工観光課調べ

### (5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・事業者は、行政の工業振興施策に協力するとともに、積極的に地域の活性化に寄与します。

イ 行政 ・企業が進出しやすい施策を推進するとともに、企業からの要望等を受け各企業が活動しやすい環境づくりなどの支援を行います。

## 施策５－４ 観光の振興

### (1) 施策の目的

本市の魅力を高め、市外から多くの人々に訪れてもらい、活力あるまちづくりをすすめます。

### (2) 現状と課題

本市の観光は、ＳＬキューロク館や久保記念観光文化交流館、真岡木綿会館、井頭公園、真岡井頭温泉、あぐ里っ娘、道の駅「にのみや」などの施設、また、一万本桜まつりや真岡の五大夏まつり（久下田祇園祭・真岡の夏祭り・もおか木綿踊り・灯ろう流し・尊徳夏まつり）をはじめとする観光イベントなどに年間約２８５万人の観光入込客数があります。

また、観光ネットワーク事業において育成してきた観光まちづくりの担い手である市民が主体となった活動が活発に行われ、観光まちづくりのロゴマークである「マイネームイズモオカ」で表現している市民主体のまちづくりが進められています。

今後は、久保記念観光文化交流館周辺地区と真岡駅、ＳＬキューロク館を繋ぐ中心市街地回遊コース及び井頭温泉や市内文化財などを含めた市内全域を対象とした周遊コースを広くＰＲしていくことに加え、真岡木綿やいちごを中心とした本市の特産品、名産品も含めた、観光資源の掘り起こしを進め、市内外に向けて効果的に発信する必要があります。

また、観光まちづくりの担い手である市民の活動に対する支援と新たな担い手の育成を通じて、観光によるまちの活性化をさらに推進することが必要です。

さらに、東京オリンピックや本県での国民体育祭の開催に向け、栃木県も含めた広域観光対策を推進するとともに、真岡市観光協会と連携した観光振興施策の展開が必要です。

### (3) 施策の展開

観光の開発が、地域活性化や経済効果に及ぼす影響は大きいと考えられ、全国各地で地域おこしによる観光客の誘致運動が展開されています。

本市においては、ＳＬ、真岡木綿、真岡井頭温泉、尊徳資料館、日本一の生産量を誇るいちご、市内に点在する文化財などが、大きな観光資源であり、今後は、観る、食べる、体験するをコンセプトに、ＳＬキューロク館、久保記念観光文化交流館美術品展示館での芸術鑑賞、木綿製品の機織りや染色体験、いちご狩りなどの体験型観光の推進を図ってまいります。

また、真岡の夏まつりを始めとする様々な夏のイベントや一万本桜まつりなどにおいても、関係団体と連携し観光客と一体となり楽しめるイベントを開催します。

なお、観光コンシェルジュの活動と連携したまち歩きマップ等を作成し、中心市街

地における回遊性を高めるとともに、真岡木綿会館や尊徳資料館、各種文化財など、市内観光資源を結ぶ周遊ルートのPRを強化することで、市内全域への誘客を推進します。

- ア 久保記念観光文化交流館を拠点とした観光情報発信の強化
- イ SLキューロク館を中心としたイベント等の展開による、「SLの走るまち真岡」のイメージアップ及びPRの強化
- ウ 真岡木綿の振興
- エ 観光協会と連携した誘客活動の強化
- オ 特産品、名産品も含めた観光資源の掘り起こし
- カ 広域観光と連携した首都圏及び関東近県への観光PRの強化
- キ 観光物産館、あぐりっ娘、道の駅などにおける販売促進と真岡ブランドの構築
- ク 日本一の生産を誇るいちごの観光資源化
- ケ まち歩きや文化財めぐりなど様々な観光周遊マップの作成
- コ 「観光コンシェルジュ」「モオカの休日」「もおか魅力発見隊」など観光まちづくりの担い手である市民の活動に対する積極的な支援と新たな担い手の育成
- サ 観光ルートの回遊性を高めるための交通手段の検討

#### (4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
観光客入込客数※1	2,845,313人	3,000,000人	154,687人
客1人当たりの消費高 ※2	1,687円	1,800円	113円

※1 観光客入り込み客数は、栃木県観光入込客統計調査による

※2 客1人当たりの消費高は、「井頭温泉」「井頭温泉チャットパレス」「もおか鬼怒公園ゴルフ倶楽部」「真岡市物産会館」の売上高の合計を利用客数で除した数値

#### (5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・市民一人一人が真岡市の問題を自分の問題として考え、担い手として観光まちづくりの活動を推進します。
- イ 行政 ・観光まちづくりの担い手である市民の育成と、その活動を支援します。  
・観光協会と連携し、観光の振興に努めます。

## 施策 5-5 雇用の安定と勤労者福祉の充実

### (1) 施策の目的

勤労者が安心して仕事を続けられるよう、雇用の安定と勤労者福祉の充実を図ります。

### (2) 現状と課題

平成25年度の真岡公共職業安定所管内の平均有効求人倍率は0.69倍と回復傾向にはあるものの、産業構造の変化や雇用回復の遅れなどにより、依然として厳しい状況が続いています。

このため、今後も継続して、第5工業団地や大和田産業団地への新たな企業誘致による雇用機会の創出と、国・県の事業を活用した雇用対策や真岡公共職業安定所など関係機関との連携による雇用の安定が必要です。

さらに、労働力人口の高齢化や非正規社員、派遣労働者の増加といった就業形態の多様化により、雇用環境は大きく変化しています。

今後、少子高齢社会の進展に伴い、就労意欲のある高齢者や障がい者の雇用機会の創出と女性が安心して子供を産み育てることができる雇用環境の整備が課題となっています。

また、勤労者の福祉については、工業団地立地企業では、真岡工業団地総合管理協会を通じて企業間の連携を図り、自主的に福利厚生事業を実施しています。

しかし、企業独自で福利厚生事業の実施が難しい中小企業や事業所もあるため、真岡商工タウン管理協会や真岡産業振興会などが実施する事業を中心に福利厚生を推進し、勤労者福祉の向上に努めています。

今後も、中小企業元気アップ支援事業の推進等により、勤労者福祉の充実を図ります。

### (3) 施策の展開

勤労者の雇用の安定と雇用機会の創出を図るため、国の雇用対策に併せて、真岡公共職業安定所と連携を図るとともに、第5工業団地及び大和田産業団地への優良企業の誘致を推進します。

さらに、高齢者や障がい者の雇用機会の創出と女性が働きやすい職場環境の整備を促進します。

また、勤労者を取り巻く労働環境は、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により、法整備が進んでおりますが、働く者すべてが安らぎと潤いのある生活ができるよう、勤労者の声を施策に反映させながら、勤労者福祉の充実を図ります。

- ア 新規学卒者を含めた雇用確保の促進
- イ 国、県の雇用対策事業を活用した離職者に対する雇用の確保
- ウ 高齢者及び障がい者に対する雇用の促進
- エ 女性が働きやすい雇用環境整備の促進
- オ 真岡公共職業安定所等関係機関との連携強化
- カ 勤労者福利厚生事業の充実及び利用促進
- キ 勤労者懇談会による勤労者の意見・要望の把握
- ク 勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの利用促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
有効求人倍率 (管内)	0.69倍	1.0倍	0.31
就職率 (平均) ※1	48.3%	50.0%	1.7
完全失業率 (全国) 参考値	3.9%	—	—
真岡市は働きやすい環境だと 感じている就労者の割合※2	74.8%	82.0%	7.2

※1 就職率は就職者数(雇用期間の定めのないも)／新規求職者

※2 市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・事業者は、雇用の確保と、従業員の福利厚生の充実に努めます。
- イ 行政 ・工業団地への企業誘致により就労の場を確保します。  
・市の勤労者福利厚生事業の利用促進を図ります。

## 政策6 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり

### 施策6-1 消費生活の向上

#### (1) 施策の目的

消費生活の安定及び向上を確保するため、主体性のある自立した消費者を育成し、消費者被害を未然に防止することができるよう消費者の自立を支援します。

#### (2) 現状と課題

商品の取引や契約に関するトラブルが年々深刻化し、また、新たな手口による悪質商法が次々と現れるなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費生活センターには、多岐にわたる相談が多く寄せられています。

これらの問題に対処するため、消費者への情報提供や啓発活動に努め、消費者が自らの判断のもと社会の変化に主体的に対応できるよう消費者の自立を支援することが課題であります。

消費生活は、生活水準の向上に伴い質・量ともに豊かなものとなってきています。その反面、消費者の利益を侵す各種の問題が増加しています。また、悪質商法や特殊詐欺などの手口が巧妙化し、誰もが消費者被害に巻き込まれる可能性があります。

これらの問題に自らが進んで対応し解決できるよう、消費者の自立を支援していくことが必要であります。

#### (3) 施策の展開

消費者被害を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、消費者への情報提供や啓発活動を推進し、消費生活の安定及び向上に努めます。

- ア 消費者の意識の高揚と啓発活動の推進
- イ 広報紙などによる情報提供
- ウ 消費生活センターの充実強化
- エ 消費者教育の推進
- オ 消費者リーダー養成講座受講者への参加支援
- カ 消費者行政推進協力員との連携強化
- キ 省資源・省エネルギー型の生活推進
- ク 関係機関との連携
  - ・国民生活センター
  - ・栃木県消費生活センター
  - ・真岡警察署相談ネットワーク連絡会議
  - ・高齢者見守りネットワーク
  - ・高齢者交通安全等アドバイザー

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
消費生活に伴う相談件数	456件	400件	△56件
消費生活に関する講座数 及び参加人数	32回 1,331人	40回 1,500人	8回 169人
消費生活に関する情報が 十分に得られていると感じ ている市民の割合※	30.1%	40.0%	9.9

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・自ら進んで消費生活に必要な情報を収集し基礎的な知識を身につけ、主体的かつ合理的な消費活動に努めます。
- イ 行政 ・消費者被害の未然防止や拡大・再発防止のために必要な情報の提供、消費生活に関する教育の機会の拡充、及び相談体制の充実に努め、消費者の利益の擁護及び増進を図ります。

## 施策6-2 市民協働のまちづくり

### (1) 施策の目的

市民協働のまちづくりを一層進めるため、市民活動や地域活動の支援を通じ、だれもが主役であることが実感できる、市民主体のまちづくりを推進します。

### (2) 現状と課題

地方分権が進展し、市民、市民団体、事業者と行政がそれぞれの意思と責任において、まちづくりや地域課題の解決に取り組んでいくことが求められていることから、平成26年4月に協働のまちづくりの基本的なルールを定めた真岡市自治基本条例を施行しました。

協働のまちづくりについては、市内全域で取り組んでいる地域づくり事業やボランティア活動、民間非営利組織(NPO)活動への支援などをとおして推進しています。

地域づくり事業は、福祉づくり、健康づくり、交通安全・防犯・防災、子ども育成事業などを、自治会、公民館、老人クラブ、子ども会育成会などが中心となって展開しています。

ボランティアやNPOによる活動は、行政施策と関わりの深い社会福祉、保健医療、教育文化、環境保全、国際交流、スポーツ振興事業などで行われており、市民活動推進センターにおいて、ボランティアなどに関する情報提供、相談、紹介を行っています。

真岡市自治基本条例の基本理念のもと、市民等と行政が一体となって、「だれもが“ほっと”できるまち真岡」の実現を図るために、パートナーシップの関係づくりを進め、対等な立場でそれぞれの役割や責務を認識しあい、目標を共有しながら共通の課題の解決を目指していく必要があります。

### (3) 施策の展開

協働に際して、市民等が主体的に行動できるよう配慮するとともに、積極的に参画・協働する機会の充実を図り、その成果が最大限活かされるよう努めます。

社会貢献活動を行う団体の健全な発展を促すため、各団体の自主性と創造性を損なうことなく、その活動を支援していきます。

まちづくりに関しては、市民、市民団体、事業者と行政が連携を密にして、計画から実施、その評価までを一体となって行っていける体制づくりに努め、連帯感あふれる地域社会の実現を図ります。

ア 地域社会における各種団体活動への支援

イ 個性豊かな地域を創造する自治組織への支援

ウ 自治会加入率の向上

・パンフレットや広報紙等による自治会活動の周知

・各種相談窓口等での加入促進

エ ボランティア団体・民間非営利組織(NPO)への支援

オ ボランティア活動等に参加する市民、市民団体、事業者との連携強化

カ 市民、市民団体、事業者、行政などの役割と責務の明確化

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
自治会加入率	78.2%	82.0%	3.8
まちづくり活動に参加している市民の割合※1	43.1%	50.0%	6.9
ボランティア団体・民間非営利組織(NPO)の数※2	201団体	220団体	19団体

※1 市民意向調査結果による

※2 市民活動推進センターに登録している団体数+市民活動推進センターで把握しているNPO数+社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数(重複登録を除く)

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・まちづくりに関する意識を高め、市民活動や地域活動などの公共的な活動に積極的に参画するように努めます。
- ・市民団体や事業者も、地域活動などに参加し、社会貢献に努めます。
- イ 行政 ・市民等がまちづくりに参画しやすい仕組みづくりに努めるとともに、協働によるまちづくりを推進します。
- ・市民等が求める情報の提供や、人材や場所の支援に努めるなど、市民活動が活発に行われるよう、その環境づくりに努めます。

## 施策 6-3 開かれた市政の推進

### (1) 施策の目的

市民に開かれた市政を目指すため、情報公開や市民への情報提供、広聴事業の充実を図り、市民参画による市政の推進に努めます。

### (2) 現状と課題

市民への情報提供については、「広報もおか」「市政こよみ」「Weekly News もおか」の定期発行、情報公開制度の運用、ホームページやケーブルテレビなど様々な方法で情報を提供しています。

また、「市長との話し合い事業」「市長へのメール・手紙」「パブリック・コメント制度」「市民行政評価」などの幅広い広聴事業を実施しています。

市民と行政が一体となって、愛着と誇りが持てる真岡市を創りあげ、より開かれた市政を実現するため、情報提供や情報公開制度の推進、広聴事業、市民の市政参画の機会の拡充を図る必要があります。

### (3) 施策の展開

市民の市政参画による地域の特性を生かした魅力あるまちづくりと、より開かれた市政の実現のために、市民の知る権利を保障し、市民と行政が果たす役割を再確認しながら、あらゆる機会をとらえて情報の収集と提供活動を強化し、市民の理解と協力を求め、市民自らの連帯感とふるさと意識の高揚を図ります。

ア 読まれ、理解され、行動を起こさせる広報紙の発行

イ 市長との話し合い事業などの推進

ウ 市長へのメール・手紙の利用促進

エ 情報公開制度の推進

オ 真岡市ホームページの充実

・ SNS の活用※

カ パブリック・コメント制度の推進

キ ケーブルテレビの活用

ク 各種審議会委員の公募の推進

ケ 附属機関などの会議の公開

コ 行政情報の積極的公表

※ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市政に関する情報を得られていると感じている市民の割合※1	63.7%	80.0%	16.3
真岡市ホームページへのアクセス件数(総ページビュー)	2,156,800件	2,500,000件	343,200件
広報紙を読んでいる市民の割合※1	83.7%	89.0%	5.3
市長との話し合い事業参加者数	137人	600人	463人
市長へのメール・手紙件数	79件	100件	21件
政策立案に参加している一般市民の割合※2	23.4%	30.0%	6.6

※1 市民意向調査結果による

※2 公募委員の割合

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・行政情報を共有し、積極的に市政に参画します。

イ 行政 ・市民が市政に関心を持ち、積極的に参画できるよう適宜、適切な行政情報の発信に努めます。

## 政策 7 効率的で市民にわかりやすいまちづくり

### 施策 7-1 市民本位の窓口サービスの向上

#### (1) 施策の目的

窓口事務の効率化を図り、市民が必要とするわかりやすい窓口サービスの提供に努め、市民の利便性の向上を図ります。

#### (2) 現状と課題

近年における少子高齢化の進展など、市民を取り巻く社会環境が大きく変化をしている中で、市役所窓口は市民にとって最も身近に行政と接する場であることから、より便利で丁寧な対応が求められています。

窓口での申請や届出などの手続きも複雑化している中、時間を要する申請や手続きが多くなっています。

また、外国人住民が総人口の3.6%を占め、平成24年7月からの住民基本台帳法の改正に伴い、外国人も住民基本台帳法の適用対象となったことから、転入・転出手続きや渉外戸籍の受付事務など、時間を要する事案が多くなっています。

窓口業務においては、待合スペースが狭いうえに、窓口業務が各階や各庁舎に分散しており、来庁者にわかりづらく、市民が求める各種サービスに効率的に応えることが難しくなっています。

窓口サービスの向上の取り組みについては、平成14年4月から平日の窓口延長業務を、平成22年4月から休日窓口業務を開始し、平成22年10月からは、県からの事務移管で旅券の申請受付及び交付事務が加わり、平成23年10月からは市民課玄関前に自動交付機を導入して利便性の向上に努めています。

今後、窓口サービスの満足度をなお一層高めていくためには、窓口延長・休日窓口などの業務内容の見直しと併せて、市民課窓口が中心となり、税務、福祉、健康、教育などの各分野と調整し、新庁舎建設においては、市民の利便性を考慮しながら、ワンストップサービスに向けた対応として、市民課や福祉、税などの主な窓口部門を1階に集結し、わかりやすく利用しやすい配置とする必要があります。

#### (3) 施策の展開

高度化、多様化する市民の行政需要に対応するため、次の施策を展開し、窓口サービスの向上に努めます。

また、窓口を利用する市民に対し、手続きの簡素化や迅速性の向上を図るとともに、電子申請・届出や自動交付機などの活用により、窓口サービスの利便性の向上を図ります。

- ア 窓口業務に対する市民ニーズの把握
- イ 窓口接遇のさらなる向上
- ウ 窓口延長業務、休日窓口業務の利用促進
- エ 自動交付機利用の拡大
- オ 郵便による申請受付業務の充実
- カ 窓口業務に係る各分野間の連携による迅速性の確保
- キ ICT（情報通信技術）の活用
- ク 新庁舎におけるワンストップサービスに必要な課の配置検討

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
窓口の対応に満足している市民の割合※	81.5%	90.0%	8.5
市民課窓口に来た人の満足している割合※	82.3%	90.0%	7.7

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

- ア ・身近な行政窓口として利用します。
- イ ・窓口事務の効率化と市民本位の窓口サービスの向上に努めます。

## 施策 7-2 組織の適正化と人材の育成・強化

### (1) 施策の目的

少子高齢化の急速な進行や、市民ニーズの多様化などに柔軟に対応できる組織を構築し、市民とともに行動できる職員・変革を恐れず創造的な仕事ができる職員・前向きで向上心のある職員・目標達成のために柔軟に対応できる職員を目指すべき職員像として、人材育成に努めます。

### (2) 現状と課題

地方分権が進展し、一方では厳しい財政状況が続く中、組織機構を見直し、職員数の削減や質の高い市民サービスの提供に努めてきました。

高齢者の増加、生産年齢人口の減少に加えて、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く状況は大きく変わり、課題はますます複雑・多様化していきます。このような中、組織のスクラップ・アンド・ビルド（組織の新設及び改廃）やアウトソーシング（外部委託）などにより組織の見直しを図り、適切かつ効率的に対応していく必要があります。

今後も、定員の適正な管理に努め、行政評価等を活用し、限られた人員で効果的な行政運営を行うとともに、職員一人一人が、より一層自己の能力向上に努め、全体の奉仕者としての意識を常に認識していく必要があります。

また、新庁舎建設にあたっては、老朽化している本庁舎や分散している各庁舎等を統合することにより、市民にとって利用しやすい庁舎を整備するとともに、効率的で機能的な執務スペースの配置等を検討していく必要があります。

### (3) 施策の展開

組織機構の見直しは、社会経済情勢や行政需要の変化、市民サービスの水準の維持向上に配慮し、定期的に行います。また、課などの配置については、部制あるいは事務の関連に配慮しながら、効率性も考慮しスリム化に努めます。

また、人事評価制度の活用、研修制度の更なる充実、自己啓発意識の高揚や支援により、職員一人一人の能力を一層高め、より質の高い行政サービスを提供できるよう人材の育成に努めます。

ア 組織の見直し

イ 行政改革大綱の見直し

ウ 定員適正化計画の見直し

エ 人事評価制度の効果的な運用

オ 職員研修の充実

- ・芳賀地区広域行政事務組合市町職員研修及び栃木県市町村振興協会職員研修等への積極的参加
- ・市単独研修の充実

- カ 自己啓発の支援
- キ 職場研修マニュアルに基づくOJT（職場内研修）の推進
- ク アウトソーシング（外部委託）の推進
- ケ 指定管理者制度の推進
- コ 新庁舎建設

（４）施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
仕事がしやすい組織と感じている 職員の割合	89.4%	95.0%	5.6
階層別の行動目標、必要な能力・行 動が取れている職員の割合	94.2%	96.0%	1.8

（５）計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市民1,000人当たりの職員数	5.86人	6.00人	0.14人
研修指定職員の参加割合	97.5%	100.0%	2.5

（６）市民と行政の役割分担

行政は、主体的に組織のスリム化、効率化を図るために、事務事業の外部委託、指定管理者制度の一層の推進や、人材育成の充実・強化などに努めていきます。

### 施策7-3 広域行政・地域連携の充実

#### (1) 施策の目的

広域行政・地域連携により、市民に効率的かつ利便性のある行政サービスの提供を図ります。

#### (2) 現状と課題

芳賀郡市1市4町は、鉄道や道路網をはじめ国・県の出先機関などをおして密接な関係にあり、消防防災体制の確立、環境衛生の充実、教育事務の共同化、産業の振興、救急医療の充実を図るとともに、ごみ処理施設の広域化を推進し、平成26年4月から芳賀地区エコステーションが稼動しています。さらに、防災行政無線移動系デジタル化の整備が進められています。

また、後期高齢者医療に関する事務については、栃木県後期高齢者医療広域連合が行っています。

今後も、効率的な行政サービスの提供を図るため、主体的に広域行政や地域連携に参画していく必要があります。

#### (3) 施策の展開

地方分権の進展とともに、広域的に処理した方が効率的である行政分野においては、今後も市町の区域を越えた広域的な事業が不可欠となりますので、その充実に努めていきます。

- ア 芳賀地区広域行政事務組合への参画
- イ 広域的に行うべき事業の調査・研究
- ウ 栃木県後期高齢者医療広域連合への参画
- エ 地域連携事業の充実
- オ 他市町との諸事業の連携強化

#### (4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
芳賀地区広域行政事務組合により共同処理している行政サービスの数※1	17件	18件	1件
栃木県後期高齢者医療広域連合により共同処理している行政サービスの数※2	5	5	—
相互協力ができている行政サービスの数※3	3	3	—

※1 芳賀地区広域行政事務組合同規約第3条に規定する事務

※2 栃木県後期高齢者医療広域連合規約第4条に規定する事務

※3 防災協定、施設の広域利用、SLの運行

#### (5) 市民と行政の役割分担

環境対策や福祉対策など、広域的に処理した方が効率的である行政分野において、広域行政・地域連携を推進し、連携市町村相互の行政効率を高めていく必要性がありますので、行政が主体となって、市町村相互の合意形成を図っていきます。

## 施策 7-4 健全な財政運営

### (1) 施策の目的

市民サービスの維持・向上に必要な財源を安定的に確保し、計画的で効率的な行財政運営を行います。

### (2) 現状と課題

自主財源の大幅な伸びは期待できない一方、扶助費など制度上不可避の経費が増加する状況に加えて、国と地方の歳出削減を中心とする財政構造改革が進められている厳しい財政状況の中、少子高齢社会に適切に対応するための社会保障関係施策の展開や、市民生活の向上を目指した社会資本の整備などが求められています。

特に、建物や道路及び上下水道など、公共施設の多くは老朽化が進んでおり、それら施設の更新、統廃合及び長寿命化が、今後の大きな課題となってきます。

このため、行政評価システムなどにより事業の「選択と集中」を徹底し、限りある財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化を図るとともに、市民負担の公平に配慮しつつ、あらゆる角度から財源の確保に努める必要があります。

### (3) 施策の展開

財政運営の効率化と財政秩序の適正化に努め、「入るを量りて出ざるを制す」という考え方を基本に、財政の健全性を確保していきます。

#### ア 財政運営の効率化

- ・ 行政評価システムなどによる事業の「選択と集中」の徹底と事務事業経費の節減
- ・ 適正な定員管理による総人件費の抑制
- ・ 指定管理者制度による施設運営の効率化
- ・ 事務事業の民間委託などによる経費の節減合理化
- ・ 補助金、交付金の整理統合
- ・ 繰出金の適正合理化

#### イ 財政秩序の適正化

- ・ 税の公平かつ適正な賦課及び徴収
- ・ 地方分権に伴う税財源などの確保
- ・ 使用料、手数料、負担金などの受益者負担の適正化
- ・ 財産管理の適正化と運用収入の確保
- ・ 後年度負担を考慮した市債発行と債務負担行為設定の適正化
- ・ 新地方公会計制度に基づく財務書類の整備と行政経営への有効活用
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定による公共施設のあり方検討

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
実質公債費比率	7.1%	6.2%	△0.9
経常収支比率	89.5%	86.5%	△3.0
財政力指数	0.834	0.840	0.006
自主財源比率	55.1%	59.0%	3.9
市税の収納率 (現年度分)	97.7%	98.6%	0.9
将来負担比率	10.1%	13.2%	3.1
人口1人当たり地方 債 残 高	297,002円	318,261円	21,259円

(5) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・行政サービスに対して、市税、使用料、手数料の納付など、公平で適正な負担をします。
- イ 行政 ・行財政改革に努め、行政サービス水準の維持・向上を図るとともに、財務諸表の公表など、透明性のある財政運営を行います。